

## 2027年国際園芸博覧会 損害保険代理業務 説明資料

### <非幹事代理店>

海外からの公式参加者、出展、協賛、その他委託事業者など多くの参加者（以下、「参加者」という。）および公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）に対し実施する業務は次の1～5とする。各項目は協会と協議のうえ実施する。

1. 参加者および協会からの照会・相談対応
2. 参加者の保険契約手続き（契約締結・契約変更）
3. 協会の保険契約手続き（契約締結、契約変更）
4. 事故発生時の被害者対応・保険金請求補助業務
5. その他、損害保険代理店委託契約書に定める業務

以上